

第3期
色麻町子ども・子育て支援事業計画

(追補版)

宮城県 色麻町
令和8年3月

1 はじめに

色麻町（以下「本町」という。）では、令和2年（2020年）3月に「第2期色麻町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての関係者が連携し、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるため、多様かつ総合的な子育て支援を進めてきました。また、本町の次代を担う子どもたちが健やかで力強く生きていけるよう、地域全体で子育てを支援し、子育て家庭が安心して暮らし、社会参加できる環境の実現を目指してまいりました。

子ども・子育て支援法に規定される現行計画が令和6年度（2024年度）で計画期間満了を迎え、本町では第2期計画の理念を踏まえた、施策の実施状況を検証するとともに、教育・保育のニーズ調査を通じて現状と課題の把握等をし、必要な事業量の推計や目標量の設定等を行い、今後の子育て支援施策の指針となる「第3期色麻町子ども・子育て支援事業計画」を令和7年3月に策定いたしました。

2 「色麻町第3期子ども・子育て支援事業計画（追補版）」策定に当たって

この色麻町第3期子ども・子育て支援事業計画（追補版）（以下「本追補版」という。）は今後策定が見込まれる「市町村こども計画」との整合を図り、国の動向を勘案しながら、未就園児の多様な育ちを支援する「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」や多様な保育ニーズに対応する「満三歳以上限定小規模保育事業」を新たな取組として追加し、「色麻町第3期子ども・子育て支援事業計画（追補版）」として策定します。

3 追加施策等

現行計画策定（令和7年3月）以降の社会状況の変化と子育て支援に関する新たな課題に対応していくために、引き続き現行計画に掲げる施策を推進するとともに、「第4章 子ども・子育て施策の展開」に施策等を追加して取り組みます。

なお、本追補版では第4章の「1-1 計画的な教育・保育施設等の整備」「1-2 教育・保育の総合的な推進」「2-1 地域子ども・子育て支援事業の充実」「用語解説」の項目について、現行計画から修正・追加等があった部分のみを記載しています。それ以外の項目については、現行計画に記載の内容を継続して取り組みます。

現行計画 第4章<42 ページ>追補

(1) 教育・保育提供区域の考え方について

子ども・子育て支援法の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

本町では、教育・保育施設の設置状況を踏まえ、利用者の利便性を確保しつつニーズに応じた柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、町全域を1つの提供区域と定めま

す。
地域型保育事業の利用対象児は0～2歳とされており、原則3歳以上児は卒園し、転園する必要がある、新たな受け皿を確保することが課題になっており、「3歳の壁」と言われております。この「3歳の壁」の解消と子どもの保育の選択肢を広げる観点から、認定こども園等との連携体制を整えるとともに、満3歳以上の児童を対象とした「満3歳以上限定小規模保育事業」の活用を図ります。これにより、年齢や施設の枠組みを超えた円滑な利用調整を行い、保護者が安心して就労と育児を両立することと多様な保育を選択できる環境を整備します。

現行計画 第4章<43 ページ>追加

(4) 2号認定

(単位：人)

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	67	60	60	60	60
確保の方策	72	72	72	72	72
特定教育・保育施設	72	72	72	72	72
満3歳以上限定小規模保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	5	12	12	12	12

現行計画 第4章<47 ページ>追補

(1) 教育・保育の総合的な推進

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要であり、本町で育つ子どもの最善の利益を第一に考えながら、町民の意向や地域の状況を踏まえ、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と保護者や地域の子育て力の向上を支援するため、令和6年（2024年）4月1日に開園を迎えた幼保連携型認定こども園を活用し、民間活力を活かした教育・保育の推進を図ります。

なお、幼保連携型認定こども園は、0歳児から就学前までの乳幼児に対して教育・保育を一体的に提供する体制が整備されています。これにより、乳幼児期の発達段階に応じて連続的かつ切れ目ない支援が実現されており、小学校への円滑な接続のほか、本町の教育・保育の推進が図られます。

現行計画 第4章<49 ページ>追加

18	<p>【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】 保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、教育・保育を一体的に提供するもので、保護者の就労状況に関わらず、月一定時間の範囲内で時間単位で保育サービスの利用ができる事業</p>	1区域	<p>【新規事業】 区域による差を必要とせず包括的な支援を提供し、保育に関するハードルを下げる観点から、町内全域を1区域として対応します。</p>
----	---	-----	---

現行計画 第4章<57 ページ>追補

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【確保の方策】

- なお、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、町内唯一の教育・保育施設である幼保連携型認定こども園にて、未就学児に対する乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援することとします。

現行計画 用語解説<80 ページ>追補

地域型保育事業	小規模保育、満三歳以上限定小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児等通園支援事業※(こども誰でも通園制度)、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。 (子ども・子育て支援法第59条) ※令和8年度以降は「子ども・子育て支援法」に基づく「乳児等のための支援給付」として位置づけられます。

令和8年(2026年)3月
発行：色麻町 編集：色麻町子育て支援課
